## 総務市民委員会 会議録

\_\_\_\_\_\_

日 時 令和2年12月10日(木曜日) 午前9時59分開会,午後0時9分閉会

場 所 第1委員会室

\_\_\_\_\_

### 日 程

- 1 開 会
- 2 委員長あいさつ
- 3 協議事項
- · 総務市民委員会
  - (1) 議案の審査
    - ①議案第62号 土浦市行政組織条例の一部改正について
    - ②議案第65号 土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正について
    - ③議案第69号 土浦市火災予防条例の一部改正について
    - ④議案第70号 土浦市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条 例の制定について
    - ⑤議案第72号 令和2年度土浦市一般会計補正予算(第11回) (予算決算委員会分科会)
    - ⑥議案第78号 土浦市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
    - ⑦議案第79号 土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定について
    - ⑧議案第94号 湖北環境衛生組合からの脱退について
- 4 その他
- 5 閉 会

#### 出席委員(7名)

委員長 今野 貴子

副委員長 吉田 博史

委員 久松 猛

委 員 吉田 千鶴子

委員 海老原 一郎

委 員 篠塚 昌毅

委員 島岡 宏明

### 欠席委員(1名)

## 委 員 柴原伊一郎

# 説明のため出席した者(16名)

| 市長公室長     | JII | 村   | 正 | -             | 明 |
|-----------|-----|-----|---|---------------|---|
| 総務部長      | 望   | 月   | 壳 | <u>;</u>      | _ |
| 市民生活部長    | 塚   | 本   | 隆 | ر<br><u>=</u> | 行 |
| 消防長       | 鈴   | 木   | 利 | ]             | 徳 |
| 消防次長兼総務課長 | 檜   | Щ   | 伢 | 7             | 明 |
| 政策企画課長    | 佐々  | 佐々木 |   | 啓             |   |
| 財政課長      | Щ   | П   | 正 | =             | 通 |
| 広報広聴課     | 北   | 島   | 康 | ŧ             | 雄 |
| 総務課長      | 真   | 家   | 适 |               | 成 |
| 人事課長      | 今   | 野   |   | 修             |   |
| 管財課長      | 秋   | Щ   |   | 太             |   |
| 市民活動課長    | 五.  | 来   |   | 顕             |   |
| 生活安全課長    | 坂   | 本   | 英 | ī             | 宣 |
| 環境衛生課長    | 渡   | 辺   | 善 | Ē             | 弘 |
| 予防課長      | 三   | 上   | 侹 | Ė             | 市 |
| 警防救急課長    | 本   | 橋   | _ | -             | 夫 |

## 事務局職員出席

主 査 寺嶋 克己

### 傍聴者(0名)

男 0名

女 0名

○今野委員長 只今から総務市民委員会を開催いたします。それでは、協議事項の付託された議案の審査に入ります。議案第62号土浦市行政組織条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○今野人事課長 議案第62号土浦市行政組織条例の一部改正について。議案書ナンバ −1では1ページになりますが、委員会資料の1ページをお開き願います。令和3年度 の行政機構につきましては、優先的に取り組む施策や新たな行政課題に対応した組織の 設置など,機能的・効率的な組織の構築を図るための一部見直しを行うものでございま す。2ページの見直し案をご覧願います。上から機構順に説明をさせていただきます。 真ん中の列になります。まず、総務課危機管理室を防災危機管理課として独立させ、防 災力の向上及び災害発生時の迅速で適切な対応を図る体制とします。次に中段になりま すが,子育てに関する業務を集約強化して,より一層の市民サービスの向上を図るため, こども未来部を新設いたします。この部は現在のこども福祉課、こども相談課の業務に 加え、療育支援センターと母子保健業務、放課後児童クラブ業務を集約いたします。ま た部の新設に伴い、課を再編し、企画、相談、施設管理の3つの機能を柱とした課の新 設を行います。企画につきましては,こども政策課。相談につきましては,こども包括 支援課。施設管理につきましては、保育課でそれぞれ担当し業務を行ってまいります。 以上により保健福祉部の所管は、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、国保年金課、健 康増進課となり、福祉事務所長は、保健福祉部長といたします。このほか、社会福祉課 特別低額給付金対策室が,事業終了に伴い廃止となります。次に,都市産業部ですが, 都市産業部を分割再編し、新たに産業経済部と都市政策部を新設します。産業経済部の 所管は、商工観光課、農林水産課のほか農業委員会、産業文化事業団等を所管します。 都市政策部は、都市整備課を新設し、都市計画課のまちづくり推進室。建設部の公園街 路課の都市施設管理係と公園緑地係を移管します。次に、建設部ですが、3ページをご **覧願います。公園街路課の都市施設管理係と公園緑地係は,新設される都市政策部,都** 市整備課へ移管し、街路係は、道路建設課公務係へ移管となり、公園街路課は廃止とな ります。次に、教育委員会ですが、学校給食費の公会計化に伴い、給食センターで給食 費の収納関係事務を行い,学校保健業務を学事係に移管することとし,学務課保健給食 係を廃止とします。それから、文化生涯学習課ですが、課を分割再編し、文化振興課を 新設します。歴史と文化のまち土浦を次の世代へと引き継いでいくため、文化財の保護 と活用、及び文化芸術活動の推進を図るものでございます。最後に消防本部ですが、総 務課を消防総務課に改めることにより、市民にわかりやすい名称といたします。また、 警防救急課警防係において行っている24時間体制の指揮隊受令業務を係として独立さ せ,発災時に迅速で適切な対応を図れる体制とします。以上が令和3年度の行政機構の 一部見直しの内容となります。今回の機構改革は、近年では例のない大規模なものとな りますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。説明は以上です。

- ○今野委員長 なにかご質問がございますか。
- **○久松委員** こども包括支援課の中で、こども総合家庭支援拠点を担当するということ になっているんだけれども。これはどういう内容になっているんですか。

- ○今野人事課長 こちらは、国の方で進めている施策になりますが、地域におけるこどもの相談業務等を重点的に厚くしていくというものでございます。
- ○久松委員 今まではどうだったんですか。
- ○**今野人事課長** 今までは、こちらの方はまだ設置はされておりません。
- ○久松委員 新しい所管なんだ。
- ○今野人事課長 委員のおっしゃるとおりでございます。
- ○**久松委員** 教育委員会の学校給食費の公会計化ということなんだけれども、公会計化にする前と、なってからとどこがどう違うの。公会計化。
- ○今野人事課長 もう一度、確認させていただきたいんですが、公会計。
- ○**久松委員** 公会計化に伴いということなんで、今は公会計化されているんだと思うんですが、それ以前と公会計化になってからと、どこがどう違うのかということ。会計の仕方。
- ○**今野人事課長** これまでは、学校の方で給食費の方を回収しておりましたが、これからは、市の方、教育委員会の方で給食費の方を回収する。集めるということになります。
- ○久松委員 そうすると、学校の給食費を集める負担がなくなったということですか。
- ○**今野人事課長** 負担がなくなるわけではなくて、その給食費を集める作業が、学校から教育委員会の方へ移管されると。
- ○久松委員 集める作業を学校でやっているんでしょう。だって。
- ○今野人事課長 今現在は、学校で行っております。
- ○久松委員 今現在じゃなくて、この公会計化に伴いというふうになっているんだから、 給食費集めるのは学校じゃなくて、市が集めるんだよってことだけれども、集める作業 は学校と変わらないんじゃないのかってことを聞いているの。
- ○今野人事課長 集める作業につきましても、現在学校で行っているものを市の方でやるということになります。教育委員会でやるということになります。
- ○久松委員 そうすると保護者はどうするの。送金、振込なんかするんですか。
- ○今野人事課長 振込になるということです。
- ○久松委員 振込。毎月。
- ○今野人事課長 はい。そうです。
- ○久松委員 それは、いつからですか。
- ○**今野人事課長** 土浦市,教育委員会の方で始まるのは,来年度からとなります。
- ○望月総務部長 補足でございますけれど。公会計化につきましては、いわゆる学校の 先生方の負担軽減の方策の一つということで、全国的にも、まだ、今現在は20数パーセントくらいの自治体しか公会計化されていないものでございますけれど、今後、その 公会計化の導入ということで、そういう動きになってございまして、土浦市も、来年度 からその準備に係るということで、実際には、令和4年度からの公会計化に向けて、来 年度から準備をするということでございます。ですので、先ほど、あの課長の方から説 明がありましたとおり、学校の方が主体で今まで給食費の主に滞納整理といいますか、 そういった業務を先生方に、学校内の保管のいろいろ徴収しなくてはならないお金と一

緒にですね事務をやっていただいたわけなんですが、そこの部分も学校の先生の負担であるということで、自治体が主体となりまして市の方で公会計化という会計システムの中できちんと滞納整理などをしていくということですので、その辺の給食費の負担のですね公平性を保つという意味でも、市の公会計化にすることで、場合によっては、税金と同じようにですね、滞納処分なども出来るような制度になってくると。そういった中身でございます。

- ○海老原委員 今の関連なんだけれど。振込っていったけれど、振込の場合は手数料がかかるんだよな。口座振替だと手数料かからないんだけれど、それは間違いないの。
- ○望月総務部長 口座引き落としが基本になるかなと思います。
- ○海老原委員 引き落としはいいんだけれど、もし、不納になった場合は。どうするのこれ。後日振込になった場合。
- ○望月総務部長 その辺手数料等の問題はあるとおもいますので、それは、今までかかってない部分も、保護者が負担するのか、市が負担するのかについては、来年度、準備の中で、教育委員会の中で決めて行かれるような形になると思います。
- ○海老原委員 保護者負担と言うのは、絶対あり得ないよな。それは教育委員会。
- **○吉田(博)副委員長** 関連して。総務部長は前教育委員会に居たからその辺よく知っていると思うんだけれど。そうすると今までは先生が給食費を他のいろんなものと一緒に給食費も徴収していたから、滞納のある、なしが先生方はわかっていたよね。今度、役所の方で市の方で徴収するとなると、現場の先生方は、その滞納とかなんかというのはわかんなくなるのかな。
- **〇望月総務部長** 委員おっしゃっているとおりですね、給食費の部分については、市の方で管理していくというふうになりますので、その辺は、学校の先生の方の範疇ではなくなるわけなんですが。まあ、大体給食費以外にも学校で徴収するお金というのはたくさんありまして、大体残っている世帯については、他の諸々のお金も残っているということで、今までそういった便宜上といいますか、先生の方で滞納のお金を整理するのに付け加えてやっていただいていたという、そういう事情がありましたので、これからはそうはいかないということになろうかと思います。
- ○篠塚委員 今の件で、関連して、公会計という。給食の公会計がよくわからないんで、 文教厚生委員会の方の所管になると思うんですけれども、それが決まったら、皆さんに システムを示していただけたらありがたい。あと、質問なんですが。こども未来部とか 新しい部が出来るんですが、何人で課を構成する予定というのがわかれば。特にこども 未来部ですね。課が全部変わるんで、何人くらいでその課を運営していくのかわかれば 教えてください。
- ○望月総務部長 今回は、行政機構の見直しということで、枠組みの方を先に提示させていただいているわけなんですが、このあと、実際にですね、全体の人数をバランスを取りながら配置の方を、このあと決めていく作業に入るわけですけれど、基本的には新しい課が出来たりすれば、当然、ポストとか課長さんが増えるということになりますので、その部分は増員になるかなと思いますけれど。あとは、前の従前の業務を担ってい

た所属から変更になった場合は、その人数を引き続きということになりますが、当然機構改革した部分については、事務を強化していくという意味合いがありますので、委員おっしゃっているとおり、増員になる部分がありますけれど、ちょっと今具体的に、こどもの部が何人増えるのかというのは、ちょっとまだお示しできないところでございます。

○篠塚委員 定員適正化計画を進めていって、今の現状の人数になってきたと思うんですが、その中で、部もだいぶ縮小したりいろいろしてきたんですけれども。やりたいことを明確にしてくというのは、部をつけたり、課をつけたりというのはわかるんですが、それの人数と定員適正と予算と含めて、これをどういうふうに運営してくかというのが今後の大きな課題になると思うんですが。極端に言うと課ができたけれども、課長ともう一人係長しかいないとか、そんなんでは機能しないわけですから、人数と予算とどういう機能をするか、よく考えていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○望月総務部長 委員からご指摘いただいたとおりでございまして、職員の人数につきましては、急激に増やしたりすることは出来ませんので、今いる人数にプラスアルファして採用の中で確保しておりますけれど、これまで土浦市の方は行財政改革を進めてきたということで、平成16年から数えますと、200名ほど。約200名くらい削減された状況がございます。そういった中で、今年度の4月は1、003名だったところなんですけれど、今年度10月採用と来年の4月採用で職員の確保をいたしまして、まだ、未確定ではございますが、このあと普通退職される方もでてきますので、大体想定でございますけれど、1、013人程度の全体の人数を確保できる予定でおります。4月1日が1、003名だったんで、10人ほど増えてございますけれど、これは今回の機構改革を実現するためには、特に消防職などは大幅に今減っている状況もあったりするわけですから、そういったことで一時的には来年度増える状況にありますけれど、これまで実施してきた行財政改革の視点でのきちんと定員適正化を考えながら組織のことも職員の数のことも適正にやっていくという考えは変わりありませんので、十分その辺はご指摘していただいた内容を踏まえてこれからも進めて行きたいと思ってます。

〇吉田(千)委員 今の関連でございますが、こども包括支援課。これが新しくできるということで、ここを、ぜひ丁寧にですねとても困って相談に来ますので、その辺対応が出来る、そういう人事の配置をしっかりとしていただきたいなというふうに思います。そのことをまずは要望させていただきたいと思います。それからちょっと話が違うんですが、次に、都市政策。今回は異動が関係がない部署ではあるんですが、都市計画課の交通政策室。ここがいよいよ地域の要望を高齢化に伴う、足の確保という中で動いていくわけなんですが、そういったところも含めて、また違う観点からさまざまなものを扱っているという状況もありますので、この辺もよく見ていただいて、どこにどうそういった政策の内容を移動するのか。まず、その辺を含めて人事の配置、そういったことも含めて見ていただけたらいいのかなというふうに感じておりますので、よろしくお願いしたいと思います。意見ということで。

○島岡委員 今は、こどもさんが体の健康の件、学校の件、いろんな相談事がある時に、

ワンストップの窓口を作っていただいて、対応していただいたという経緯があると思うんですけれど。こういうふうに細分化されますと横のつながりというのはどうなるのかというのがちょっと心配なんですけれど。これまでどおりワンストップの窓口が活用できるような、横の連携をしっかりとれるような体制を取っていただきたいなと思うんですけれど。その辺はいかがでしょうか。

○望月総務部長 委員おっしゃるとおりですね、まずは市民サービスの低下を招かぬように、よりよい効率的な、お客さんが見えた時の対応ができるようにというのが、まず第一にあるかと思いますので、委員ご指摘のとおり、この辺、このあと枠組みが決まりましたら実際の人事配置の部分。それからちょっとこういった形で機構が見直されますと、一部場所もちょっと変更を加えなければならないところも出るかもしれませんので、そういった市民の方が見えた時のワンストップサービスが維持できるようにやっていきたいと思います。目的としては、今回教育委員会で行っているこどもの施策の窓口の部分と保健福祉部でやっているものを出来るだけ集約してということで、委員のおっしゃるような、そういった取り組みを進めた結果にはなっているところであります。

○今野委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それでは採決いたします。議案第62号土浦市行政組織条例の一部改正 については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第62号土浦市行政組織条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第65号土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○渡辺環境衛生課長 議案書の方は13ページからになりますが、委員会資料4ページからになります。本案件についてご説明いたします。始めに1番改正の趣旨でございますが、今回家庭ごみ手数料の改正。いわゆるごみ袋の値段の引き下げを行うものでして、有料化につきましては、ご承知のとおり平成30年10月から導入の方をいたしておるものでございます。有料化後は家庭系ごみの排出量は抑制され、第2次ごみ処理基本計画の令和元年度の目標値もおおむね達成しておりまして、資源ごみの分別とごみの排出を抑止するという意識が市民の皆様に浸透し、計画どおり家庭ごみの減量化が進んでおるところでございます。また、9月29日に開催いたしました廃棄物減量等推進審議会におきまして、値下げ見直しについて審議していただいたところご理解が得られたため、今回家庭の経済的負担の軽減を考慮し、引き下げについて条例の一部改正を行うものでございます。2番改正内容でございますが、指定袋1袋当たり15リッターを10円。30リッターを20円。45リッターの物を30円とするものです。改正に伴う様々なシステム変更。市民の皆様への周知期間等を考慮いたしまして、施行日は令和3年10月1日といたしております。価格の設定につきましては、別紙資料でご用意いたしましたので、ご用意ください。お手元にA4縦のもの裏表となっておりますが。そち

らをご覧いただきまして、そちらの1番価格の設定でございますが、始めに上の表をご 覧ください。全国都市家庭ごみ有料化調査によりますと、手数料料金とごみの排出量の 減量効果のデータでは、現在の価格設定の範囲である大袋換算で1袋40円台と今回の 新しい価格設定の範囲となります大袋換算で30円台で設定した場合での導入の翌年と 導入5年後の減量効果は同量の減量結果と報告されております。土浦市におきまして も、導入した平成30年10月からの導入後1年間の減少率はマイナス12パーセント の減量と効果がでているところでございます。また、同様に既にですね以前から30円 台で設定している水戸市と日立市におきましても、こちらと同様の減量結果となってい るとのことでございます。2つ目に、下の表をご覧いただきますと、こちらは以前有料 化導入を検討する際に市で行った市民アンケートの調査結果では、有料化による経済的 負担といたしまして、1カ月どのくらいが適当かという回答で、300円未満が43. 51パーセントで最も多く。ついで300円から500円未満が36.76パーセント という結果でした。そこでですね、現在市民の皆様、1世帯が1カ月にどのくらいごみ 袋を使用しているかというのを計算してみますと、1月8袋から9袋程度使っているこ ととなります。金額的にはですね現行ですね有料袋1月1世帯あたり327円程度の支 出となっていると思われます。料金的には今回ですね改定の料金となりますと、計算す ると1世帯有料化袋に費やす費用205円程度になると考えられます。その205円プ ラス有料化されていない袋。生ごみの袋であるとか,分別する際に使う透明の袋等の費 用を考えるとおよそ1カ月300円未満で収まるというような計算結果となります。裏 面をご覧ください。こちらはですね、今1袋当たりの経費をそれぞれ袋ごとに歳入と歳 出を表に表したものでございます。歳入の方は手数料として入ってくる1袋あたりの価 格でございます。歳出の方は、袋を製造する費用。それから流通させる費用。それから 販売店への手数料を1袋ごとに計算したものでございます。表の1番下の歳入マイナス 歳出の欄をご覧いただきますと、改定案の価格。新しい価格でですね、不燃の15リッ ターのところ。不燃の15リッターにおいては、ここでプラスマイナスゼロ円となりま して、今回の改定案の価格よりも袋の価格が下回ってくると歳出の方が上回っていくと いうことになります。このようなことからも今回の改定案の価格とさせていただいてい るものでございます。今後もですね有料化制度によるごみの減量の推移状況。それから 効果について検証するとともにですね、市民の方々へわかりやすく詳しく情報提供の方 を行いながら引き続き、さらなるごみの減量化とリサイクルの推進に努めてまいります ので、よろしくお願いいたします。説明の方は以上でございます。

- ○今野委員長 なにかご質問がございますか。
- ○久松委員 現行40リッターで50円というのは県下最高の金額で、これを是正するというのは大いに歓迎なんだけれども、45リッターで30円というのは、県内ではどことどこかわかりますか。
- ○渡辺環境衛生課長 大袋で30円というのはですね,水戸市,日立市,常陸太田市, 高萩市,北茨城市などが30円となってございます。
- ○篠塚委員 最初50円の45リッターを50円に価格設定した時にですね、1リッタ

- -1円だと45円だけれども、なるべくごみの減量をしていただきたいということで50円に設定したという説明があったと思うんですが、そうすると50円に設定したけれども、あまり効果がなかったという判断なんでしょうかね。その辺はどうなんですか。その当時の考え方としては。
- ○渡辺環境衛生課長 当初はご指摘のとおり、大袋を1.1円とほかより高くして、小さい袋で排出を促して、リサイクル率を上げていこう。ごみの減量化につなげていこうということで始まったんですが。始まってみると45リッターの袋が一番。全体の45パーセントほど売れているような形になっておりまして。そういうこともありまして、今回ですね45リッターを他の袋と同じ金額にしたところでございますが、かといって減量化が進んでいないということではなくて、市民性なのか大きい袋にいっぱい詰め込んで捨てるという皆さん考えがあるようでして。ただ、とはいってもごみの量が増えたりするわけではなく、皆さん分別の方をしていただいて、ごみの減量化は進んでいるということなので、今回は、45リッターも他の袋と同様にリッターあたりの価格としているところでございます。
- ○**篠塚委員** そうすると、当初の予定どおりごみの減量には、その50円の価格設定は つながったということなんですね。
- ○渡辺環境衛生課長 ご指摘のとおりでございます。
- ○篠塚委員 そうしますとこの15リッターの袋なんですが、なるべく少なくって15 リッターという袋を作ったと思うのですが、価格設定で見ると、ほどんどゼロですよね。 今後この15リッターって袋が必要なのか、どうなのかの検討はしていくんですか。ご みの袋の種類の検討というのは。
- ○渡辺環境衛生課長 製造単価とかを見ると、歳入と歳出の方は同じようにはなるんですが、やはり売れている量というのは30と45リッターからすると少ないんですが、ただ、一人暮らしの方とか、ご夫婦の2人で住んでいる方なんかは、話を聞くと15リッターでこまめに出しているというお話も聞きますので、15リッターの方は、現在のところは存続させるようなつもりでいます。ただですね、話がちょっとそれてしまうんですが、生ごみの袋の方がちょっと大きすぎるということなので、そちらの方の袋の方は少し小さめの袋の方をちょっと考慮して、こまめに排出できるような形をとろうかとは思っています。
- ○**篠塚委員** わかりました。1世帯あたり。1世帯とは何人を想定して1世帯としてやっているんでしたっけ。1世帯あたりの袋の数とか単価とか出ていますけれども。1世帯って何人想定なんですかね。
- ○渡辺環境衛生課長 申し訳ありません。1世帯あたり何人というのはちょっと出ませんで。ごみ袋の総売り上げ枚数と世帯数。それからごみ袋の総売り上げ金額と世帯数から単純に比較して出した金額。
- ○海老原委員 施行日は10月1日ということで、4月1日からでもいいのかなと思っているんですけれど。10月1日にしたのはですね、システムの設定の修正と市民への周知徹底とその大きな2つだと聞いたんですが。そのシステムの修正か。それはどのよ

うなことがあるのか。

- ○渡辺環境衛生課長 システムの方はですね,販売店とごみの製造している会社との間に委託業者がおりまして、そこの業者がですね販売店から上がって来た注文をすべて受けまして、ごみの製造会社の方と仲立ちをしまして配達をしていくような形。市場に袋が余らないように、無くならないような形を取りながらやっている会社がありまして、そこが金額が変わると手数料を徴収したりするときに、例えば、500円と300円で変わってきますとそのシステムの改修も必要になりますので、そういうシステムの改修を4月からやっていただくような形。半年かけてですね。現行のシステムを動かしながらなので。
- ○海老原委員 今の説明では、どうして半年もかかるのがわからない。
- ○渡辺環境衛生課長 システムの改修だけで半年もかかるわけではなくて、ひとつには、 先ほども言った市民への周知なんですが、なるべく早く市民の方に周知をして、買い控 えといいますか、袋を計画的にちょっと買っていただいて排出をしていただかないと。 例えば1組500円で買ったものが余っているから値段下がったんだから差額を返して くれというわけにはいかないので。それも周知しながら10月に向けて市民の方に計画 的に買っていただいて10月から新しい袋を買っていただく。それから製造の問題もあ りまして、1袋当たりのデザインは変えてはないんですね。これは今まで買った袋をそ のまま使えるからということで、デザインは変えてはないんですが。実は10袋入って、 1組になっている表面の金額の表示は変えるしかないので、そういうのの版を変えてみ たり、そういうことで。それも現行の袋を9月まで流通させながら、新しい袋の製造を していくということが、工場の方ではでてきますので、それで一応半年。4月からの半 年をかけて10月までやっていくということに。
- ○海老原委員 大体はわかったんだけれど、伸ばすのが、例えばね、半年ではなくて3カ月という手はないの。
- ○渡辺環境衛生課長 これは、10月1日ありきで動いたわけではなくて、それぞれの製造元であるとか受注元であるとか、周知期間であるとか。あと販売している取扱店との話し合いであるとか。そういうものひとつひとつをやっていくと、9月まででめいっぱいでなんとか調整できるかなというところで10月1日を設定させていただいたところで。調整ができればもうちょっと早く、おっしゃるとおり。例えば7月であるとか9月であるとかできたんですが。さまざまな理由によって10月1日になってしまっているということが実情です。
- **○吉田(千)委員** 今示されているごみ処理手数料。これについては、これで概ねいいのかなと私は思うところなんですが。ちょっと振り返った話で恐縮ではございますが、そもそも値上げを、手数料を上げるという。そういう時の考え方としては、平成26年度のその県あるいは国の比較。そこから比べると非常に土浦市が高い状況。ごみの排出量が高い状況。そういう状況にあったということ。それからまた、そのことによって、最終処分場、これがですね、延命化が手前になってしまうという、先延ばしにならずに、そういったことが危惧されている状況であった。そういった中で我々苦渋の決断をした

という状況がございます。市民にですね、大きな負担をかけるというそういう状況にありましたので、そういったことがありました。そういった中で、まあ、今回改定がございますが、制度導入後は、家庭からのごみの排出量は抑制をされたと。先ほど篠塚委員のお話の中でも、ご答弁いただいたとおりで、この効果というものは一定程度認められた。また、市民の皆様のそれは努力によってこういった結果がでたんだろうというふうに思うところです。そうした中で、今回こうした県下でもですね、大変高い状況もあって、しかしながら一方でちゃんとごみも抑えられてきた。そういった、予想からそういったことが上がって来たんだろうというふうに理解をしております。そして5年後の有料化導入後の5年目でも、とてもごみは減少されていますよ。とそういった資料も提出をしていただきましたので、本当に市民が努力をして、そのことでごみが減量していくというふうには思うのですが、思うところではありますが、人間というのはともすると何か気が緩むという状況もございますので、とても検証ということが、1年、1年そういったことがとても大事なのかなと思います。

- ○渡辺環境衛生課長 先ほどとちょっと繰り返しになってしまいますが、ご指摘のとおりでございますので、これでもちろん終わりというわけではなくて、ごみの減量の推移状況ですね。そういうものであるとか。効果、減量効果についても引き続きですね検証していって、その結果についても市民の皆様にわかりやすく公表していって、さらにですね緩むことなく進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- ○塚本市民生活部長 ただいま、ごみの減量化。値上げして。有料化してごみが徐々に減ってきているということで、最終的にはごみを減らすということによって、清掃センターであったり、最終処分場の延命化が図られるというところにつながっていくと。やはりどうしても家庭の皆さん、ごみをまず減らそうということが着眼点になってしまうかと思うんですけれど、減らすことがひいてはそういう大きな施設の延命化になるということもですね含めまして周知しまして、そういったことを意識付けながらですね減量化については引き続き進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- **○吉田(博)副委員長** その延命化の話なんだけれど。現在の状況で清掃センターの焼却炉の状況って、どういう状況だ。何年後にはまた改修だとか。今現在の状況はどうなっている。
- ○渡辺環境衛生課長 基幹的改良を行いまして、令和18年度まで延命化の方という試算の方はでています。焼却炉の方ですね。
- 〇吉田(博) 副委員長 令和18年。じゃあその間は別に修繕とかなんかはしなくても、何基かあるから、それで回せるということか。
- ○渡辺環境衛生課長 実はですね、基幹的改良は炉の改修を行ったものでございまして、 その周りの施設に関しましては、建設当初からずっと使って来たものでございまして、 現在、維持補修等ですね、毎年何千万とかかっているものは、この先も緊急修繕等を含 めてしていって、令和18年度までということです。
- ○吉田(博)副委員長 なるほどな。維持していくのが大変なんだよな。炉の場合はな。

はい。わかりました。

○島岡委員 今の現行の金額というのは、今吉田(博)副委員長もいいました長期的な流れの中。長期的なスパンの中で出た数字だと私は記憶しているんですけれど、この金額を取ることで将来的に壊れてしまっても、それを補修出来るような、そういう考え方も少しあったのかなという。それにお金をぶっ足すようなそういう考え方もあったのかなと思うんですよね。50円、なにしろ取るわけですから。そういうことからすると長期的にこの金額で将来的に今言ったような、もし延命化。延命化の時に私も見に行ってこれは大変な設備だな。これをもう一回建て直すといったら大変なことになるだろうなと思いながら見てたんですけれど。そういった部分ではいかがなんでしょうか。長期的な本当に、ごみも減量はしたかもしれませんけれど、何年くらい見据えて、30円にしても大丈夫だと。50円というのは相当な期間。10年間なら10年間を見据えたうえで50円にしたと、そういうふうに試算ができていたと思うんですよ。その辺はどうなんでしょうか。確かに市民の皆さんは安くすればそれは喜んでいただけると思うんですけれど。それを将来のこどもたちに付けるような。そういうことにならないのかなという部分ではいかがでしょうか。

○渡辺環境衛生課長 当初、今回の金額設定した経緯でございますが、今回提出させていただいたこの2つのものからですね、一応当時もですね金額設定をする際に、許容範囲の中のアッパーの値をとったという経緯がございます。今回は同じデータから許容範囲。同じ減量効果が見られる一番アンダーの価格を設定させていただいたわけですが。設定した当初。私聞いている話でございますが、確かに有料化として手数料として入ってくるものを、そういうものにも一部回していくんだということで、ひとつの理由として有料化の中に入っていたかとは思うんですけれど。以前も説明しましたが、ごみ処理費というのは年間20億。約かかっていて。そこにすると。一部ということなので。今回下げたことによって、年間手数料。下がってきますけれど、ごみ処理費全体の委託であるとか維持修繕であるとか、そういうのもすべて見直したうえで、ごみ処理費全体の中で対応していくというような考えでいます。

**○久松委員** 半年かかるということですが、切り替え時ってなかなかこれタイミングが難しいと思うんですよね。業者にしても。それで店舗に新旧両方の袋が並ぶという時期もあるかと思うのですが、どうですか。

○渡辺環境衛生課長 確かに、10月1日から変えますというのは、周知するのは簡単と言えば簡単なんですが、対応する販売店の方にはよくお話の方をさせていただいて、10月1日前には新し安い袋の方は並ばないようにですね。お手はかかるのですが、9月30日までは旧袋で10月1日からは新袋を店頭に並べていただくような形をちょっと周知徹底しまして。

○久松委員 わかりました。さっきついでの話で課長から生ごみの袋の話がでましたが、週に2回回収という状況の中で、毎回だそうと思うと今の小さい方の袋でも、やっぱり大きすぎるんですよね。そこのところ改善するというのはよくわかるんですが、実際にこれは来年度からやろうという考え方ですか。

- ○渡辺環境衛生課長 具体的な開始時期はまだ、定めておりませんで、まだ内部で話を 詰めている状態ですので、ちょっと時期の方はまだ。
- ○久松委員 じゃあ。そういう方向で検討しているという理解でいいんですね。
- ○渡辺環境衛生課長 そのとおりです。
- ○今野委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

**○今野委員長** それでは採決いたします。議案第65号土浦市廃棄物の処理及び再利用 に関する条例の一部改正については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- ○今野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第65号土浦市廃棄物の処理及び 再利用に関する条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第69 号土浦市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を願い ます。
- 〇三上予防課長 土浦市火災予防条例の一部改正についてご説明いたします。資料5ページをお願いいたします。1改正の理由でございますが、急速充電設備につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令により最大出力が200キロワットまで拡大され、合わせて火災予防法上必要な措置を定めるため、所要の規定の整備が行われました。これに伴い火災予防条例が一部改正となり、これに準拠する土浦市火災予防条例を一部改正するものでございます。2改正の内容でございますが、1つ目に急速充電設備の全出力の上限を200キロワットまで拡大したこと。2つ目に急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の細目を改正したこと。3つ目に全出力50キロワット以下のものを除く。急速充電設備については、消防長へ設置の届出を要することとしたこと。3施行日は、令和3年4月1日でございます。6ページから8ページに改正文。9ページから18ページに新旧対照表を添付してございます。説明は以上でございます。
- ○今野委員長 なにかご質問がございますか。
- ○海老原委員 直接議案ではないんですけれど、ガソリン車を減らそうということで、水素の補填する場所を将来全国で1,000を予定しているということなんだけれど。水素の場合はこの辺ではつくば市にあるんだけれど。水素の場合は、施設の場合は、消防の届け出が必要なのか。今わからなかったら後で教えてください。
- 〇三**上予防課長** 水素の資料の方は用意しておりませんでしたので、後ほどご報告させていただきたいと思います。
- **○吉田(千)委員** これに直接ではないんですが、火災予防条例ということに関する条例ではないんですが。今感染症対策で様々皆さん、アルコール消毒。あるいは飛沫防止シート。そういったものを使ったり、あるいはアルコール消毒液の取扱い。アクリル板の、アクリル板製の飛沫防止パネルの消毒方法。そういったことに関して、ぜひ注意喚起をしていただければなというふうに思いますので、今私ホームページよく見ていない

でこんなお話して、大変恐縮に存じますけれども。たとえばアルコール消毒液。そういったものは近くで、火気を使用しているところでは使用すると、危ないですよと。そういうこと。あるいは、静電気の発生にも注意してくだいさいとか。たこ足配線をされてないか、コンセント付近に発火原因となるほこり。そういったものがたまってないか。そういったことも含めて、今おかれている、感染症対策。それに関する注意喚起。そういったことも、こういった火災が起こる季節。発生する季節というか、まあ、そういう状況が今来ていますので、その辺お願いをしたいと思いますが、この辺いかがでしょうか。

- **○三上予防課長** 委員ご指摘のとおり。アルコール貯蔵に関しましても、取り扱いが非常に危険なものもございますので、そういった形につきましては、パンフレット等をですね、ご用意させていただきまして、市民等に広く広報等を実施しているところでございます。また、貯蔵に関しましては、ある程度は仮貯蔵といいまして、量が決まっておりまして、それ以上置けないという規定がございまして、それに関しましては、寛大的な措置を取らせていただきましてコロナ対策に対応しております。
- ○吉田(千)委員 ぜひ一般市民がですね、わかりやすい形での注意喚起。また、ホームページ等も使っていただいて、お願いできればと思います。要望です。よろしくお願いします。
- ○島岡委員 上限を200キロワットということで、200キロワットということは、 充電器をいうのは、何台くらい設置できるキャパなんでしょうか。たとえば、私油屋な んで電気はよくわかんなくて申し訳ないんですけれど。
- 〇三上予防課長 基本的に、台数的なものですか。
- ○島岡委員 充電器。たとえば1台,2台,3台とか。200キロワットというのは,それが複数だから,ワット数が上限を上げようということなんでしょうよね。
- ○三上予防課長 ワット数を上げる理由といたしましては、主な電気自動車がですね、電気の容量が大きくなっているものですから、それに伴って200キロワットまで全国統一的に上げようというもので。台数。
- ○島岡委員 台数ではなくて、1台当たりの充電器のワット数が高くなると。
- ○三上予防課長 大きくなるということですね。今までの20キロから50キロでした ものが、200まで上げることによって、電池の容量が大きくなっていますもので、そ れに合わせて、容量の大きい200キロワットを上げるというものです。
- ○島岡委員 ということは、今までは、50キロワットの充電器がほとんどだったの。
- ○三上予防課長 今までは50キロワットまでと決まっていましたので。それ以上になりますと変電設備扱いになってしまいまして、電気自動車の所有者が充電できないと。 変電設備扱いで急速充電設備としての使い方が出来なかったと。
- ○今野委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

○**今野委員長** それでは採決いたします。議案第69号土浦市火災予防条例の一部改正 については、原案どおり決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」という声あり)

○今野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第69号土浦市火災予防条例の一部改正については、原案どおり決しました。次に、議案第70号土浦市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。執行部より説明を願います。

○佐々木政策企画課長 議案第70号の土浦市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整 理に関する条例の制定につきましてご説明の方をさせていただきます。資料19ページ をご覧いただきまして、まず、こちらの経緯をご覧いただきまして、本市の土地開発公 社の解散につきましては、法に基づきまして、今年の6月定例会におきまして解散に係 る議決を経て,その後7月に県知事から解散の許可を得て解散となったところでござい ます。それを受けてですね、同法の規定に基づき清算手続きを進めてまいりました。今日 般、その諸手続が完了いたしまして、12月末で完全に消滅する見込みとなりましたの で、関係条例につきまして一括で整理いたしたいというものでございます。その下概要 をご覧いただきまして、関係する条例は2つございます。まず、1つ目でございますが ①で平成14年に施行しております土浦市公益法人等の職員の派遣等に関する条例でご ざいます。この中でですね本市職員を派遣できる公益的法人といたしまして,土地開発 公社も掲載されていますことから、そちらをまず削除いたしたいというものでございま す。丸の2つ目でございますが、こちらは平成17年にですね制定いたしました土浦市 土地開発公社対策基金条例でございます。公社の消滅によりまして、この同基金の存続 の必要性もないといったころからこの条例を廃止いたしたいというものでございます。 また、一番下には、今後のスケジュールの方を付けさせていただきました。説明につき ましては以上となります。

○今野委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それでは採決いたします。議案第70号土浦市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○今野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第70号土浦市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案どおり決しました。暫時休憩といたします。

(午前11時 休憩)

(午前11時10分 再開)

○今野委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。予算決算委員会分科会の審査となります。議案第72号令和2年度土浦市一般会計補正予算(第11回)歳出中第1款(議会費),第2款(総務費),第3款(民生費)中第1項(社会福祉費)中第7目(消費者行政費),第4款(衛生費)ただし、第1項(保健衛生費)を除く、第8款(消防費)、第2表繰越明許費、第3表債務負担行為補正中(第9次土浦市総合計画策定委託

料,土浦市神立地区コミュニティセンター指定管理者指定管理料)を議題といたします。まず、人件費を一括して説明していただき、その後順次項目ごとに説明願います。

○**今野人事課長** 歳出中,総務市民委員会所管の補正予算につきましてご説明をさせて いただきます。議案書NO. 1の56ページをお開き願います。まず,第1款議会費第 1目議会費につきましては、4月1日付人事異動に伴う職員構成の変動や人事院勧告に より給料、職員手当が減額。共済費が増額となるものでございます。続きまして、第2 款総務費でございます。第1項総務管理費中第1目一般管理費につきましては、職員の 2名減及び育児休業者1名, 部分休業取得者2名, 4月1日付人事異動等に伴う職員構 成の変動や人事院勧告よる給料、共済費の減額。職員手当の増額でございます。第2項 徴税費につきましては,職員の2名減による給料,職員手当,共済費の減額でございま す。続きまして58ページをお願いいたします。第3項戸籍住民基本台帳費につきまし ては,職員の1名増による給料,職員手当,共済費の増額でございます。その下,第4項 選挙費につきましては、4月1日付人事異動に伴う職員構成の変動や人事院勧告による 給料、共済費の減額。職員手当の増額でございます。59ページをお願いいたします。 第5項統計調査費につきましては、4月1日付人事異動に伴う職員構成の変動。それか ら人事院勧告による給料,共済費の減額。職員手当の増額でございます。第6項監査委 員費につきましては、4月1日付人事異動に伴う職員構成の変動や人事院勧告による給 料の増額。職員手当,共済費の減額でございます。60ページをお開き願います。第3 款民生費第1項社会福祉費中第7目消費者行政費につきましては、人事院勧告等をふま えた条例改正の影響により職員手当、共済費の減額でございます。63ページをお願い いたします。第4款衛生費中第3項清掃費につきましては、部分休業取得者2名、4月 1日付人事異動に伴う職員構成の変動や人事院勧告による給料,共済費,職員手当の減 額でございます。第4項環境保全対策費につきましては、4月1日付人事異動による職 員構成の変動や人事院勧告による給料、共済費の増額。それから職員手当の減額でござ います。最後に68ページをお願いいたします。第8款消防費第1目常備消防費につき ましては、人事異動による職員構成の変動や人事院勧告による給料、職員手当、共済費 の減額でございます。説明は以上でございます。

○佐々木政策企画課長 亀城プラザの管理運営事業の補正につきましてご説明の方をさせていただきます。56ページになります。56ページの中ほどのですね、2款総務費1項総務管理費。その内の1目の一般管理費12節の委託料となってございます。説明につきましては、委員会資料の20ページをお開きいただきまして。こちらでございますが、1の補正理由をご覧いただきまして、亀城プラザの管理につきましては、今現在、産業文化事業団を指定管理者として管理をお願いしているところでございます。指定管理者において、このコロナの影響でですね、利用者が減っていると。利用料金、収入も減少しているといったところでございますが。ただ一方でですね歳出につきまして、当初、人件費について6名を想定していたと、ただ実際は、配置が5名であったということ。また、利用者の減少に伴いまして、光熱水費などが減少する見込みとなりまして、歳出の減分の方がですね、歳入の減収分を上回る見込みであるといったことから、その

分を減額補正いたしたいといったものでございます。2の補正予算額をご覧いただきまして、補正予算額は232万円の減額といったものでございます。説明につきましては以上となります。

○秋山管財課長 56ページになります。第8目財産管理費10節需用費になります。 委員会資料21ページ及び22ページをお願いいたします。今回,こちらは,財産管理 関係新型コロナウイルス感染症対策事業について。補正の理由といたしましては,本庁 舎の新型コロナウイルス感染症対策といたしまして,透明アクリルパーティションを購入し,窓口123カ所に設置することで,飛沫感染対策を実施するものになります。3 番の補正予算額といたしまして,第2款総務費第1項総務管理費第8目財産管理費の1 0節需用費消耗品費において歳出補正額173万2,000円の補正増をするものでご ざいます。説明は以上です。

○佐々木政策企画課長 56ページでございます。下から2つの箱。9目の企画費でご ざいます。委員会資料23ページお開きいただきまして,昨日もお話させていただきま したが、ふるさと土浦応援寄付事業における補正につきましてご説明の方をさせていた だきます。委員会資料の1の補正理由をご覧いただきまして、ふるさと土浦応援寄付金 でございますが、今年の4月から7月までは、このコロナの影響もあってか、前年同月 比でマイナスであったと。ただ、それ以降、8月においては、前年同月比で6割増しと、 9月から11月には約倍、それ以上になっていると。ここにきて急激に伸びている状況 でございます。11月現在の8カ月間のトータルでは,前年度と比較いたしますと7割 増しの2億6,000万と今寄付が集まっている状況であります。この急激に寄付が伸 びている状況と、さらには、例年この12月が一番駆け込みで一気に寄付が増えるとい った状況。これを考慮いたしまして、今年は昨年度が過去最高の4億2,000万でし たが、その倍は集まるのではないかと。そういった見込みの元、歳出を補正させていた だきたいというものでございます。2の補正予算額をご覧いただきまして、歳入につき ましては、8億4,000万でございますが、それに対して、歳出につきまして、寄付の 受付・収納・返礼品の配送などについて,さとふるなどへ受付等を委託をお願いしてい るところではございますが、それらの委託料と、あと別枠でですね、ふるさとチョイス 分のクレジットカードの手数料。それぞれ寄付額が昨年度実績の倍になるものと見込ん だうえで算出した額。そちらを補正いたしたいというものでございます。さらに、昨日 もお話いたしましたが、今現在、新規の返礼品の開拓を続けていると。そういった中で 以前からBEB5において、宿泊助成券を返礼品として出すことができないかといった ことをご相談させていただいたところでございますが,先日ですね返礼品として1万円 の宿泊助成券を提供できるといったお返事をいただきました。おそらく寄付額は3万4, 000円程度になるかと思いますが、ただBEB5の方からですね、発注については、 このさとふるとか、そういうところを頼むのではなくて、直接、直にお願いしたいとい った要望がございました。その辺からこちらの費用につきましては,議案書の56ペー ジの9目の中で消耗品がございます124万9、000円ですか。そちらで予算を計上 させていただいたものでございます。説明につきましては以上となります。

〇五来市民活動課長 57ページをご覧ください。11目市民活動費でございます。神立コミュニティセンターの新型コロナウイルス感染症対策といたしまして,トイレの洋式化及びWi-Fi環境の整備を行うものでございます。10節の需用費,11節役務費,13節使用料及び賃借料につきましては,三密を避けた施設利用を促進するために。また,帰宅困難者避難所となりますことから公衆無線LANを整備するための費用でございます。14節工事請負費につきましては,和式トイレ8台を蓋付の洋式トイレに改修する費用でございます。18節負担金補助及び交付金。補助金でございます。コミュニティ事業助成金につきましては,宝くじの社会貢献広報事業といたしまして,住民の行うコミュニティ活動に対して,自治総合センターから県を経由して希望する団体に助成を行っております。今回,コロナウイルス感染症拡大防止の状況に鑑みました追加募集がございましたことから歳入歳出ともに,250万円を増額するものでございます。中段になります13目国際交流費18節負担金補助及び交付金。補助金でございます。こちらはパロアルト市との中学生交換交流事業につきまして,コロナの影響によりまして6月の受け入れ,そして来年3月の派遣ともに中止いたしましたことから全額を減額補正するものでございます。説明は以上でございます。

○佐々木政策企画課長 すみません。申し訳ございません。議案書の56ページの9目 の企画費で説明が漏れていた部分がございますので、ご説明の方をさせていただきます。 9目の企画費の中の12節委託料のですね、土浦市サイクリング環境PR誌作成委託料 でございます。委員会資料では24ページになります。まず、こちらの事業概要の1の 補正理由をご覧いただきまして、中段の部分ですね、また以降でございますが、いまだ にこの新型コロナウイルスの感染が拡大しておると。ただ、そのような中であってもで すね、このサイクリングといったものは健康維持と他人との接触を避けながら楽しむこ とができるということで、現在注目を浴びているところでございます。その上でですね 上の段、ご覧いただきまして、昨年度作成いたしました土浦市自転車のまちづくり構想 でございますが、そちらでですねアンケート調査を実施しました。サイクリングをする うえで知りたいサイクリングの情報源といった設問がございました。その回答としてサ イクリングマップを情報源としているという回答が最も多かったと。全体の4割を占め ていたところでございます。このような背景を踏まえまして本市のサイクリング環境が ですねまちの見所などをまとめたサイクリングPR誌。こちらを作成いたしまして,市 内の観光施設等でですね配付することにより、さらなる自転車観光の推進と交流人口増 加などを図ってまいりたいといったものでございます。その下の補正予算額をご覧いた だきまして、下のPR誌の作成委託料でございますが、おおむね20ページくらいなる かと思いますが、そちらの作成委託とPR誌5、000部の印刷製本費を補正いたした いというものでございます。失礼いたしました。以上でございます。

○真家総務課長 議案第72号令和2年度土浦市一般会計補正予算(第11回)。地域防災関係新型コロナウイルス感染症対策事業についてご説明申し上げます。議案書は57ページになります。57ページの20目防災費10節需用費に係る補正でございます。委員会資料27ページをお願いします。まず、1番の補正の理由につきましては、避難

所におきます新型コロナウイルス等の感染症対策といたしまして、適切かつ円滑な避難 所運営に必要な物資を備蓄するための補正でございます。続きまして、2番の物資の具 体的な整備内容でございます。こちらは記載のとおりでございますが、順次説明させて いただきます。(1)のパーテーションでございますが、こちらは現在廃校となっている ものの指定避難所となっております旧宍塚小学校など4校分についてのものでございま す。これらの小学校の教室につきましては、普段清掃管理がされておらず、病気や体調 不良者用として使用することが難しいことから、体育館内の健常者用スペースと病気体 調不良者用のスペースを当該パーテーションにより区分するものでございます。続きま して(2)の簡易間仕切りと(3)の間仕切り用不織布についてでございますが、通常の 指定避難所におきましては、体調不良者等が原則、教室を活用することになってござい ますが、その教室の中での避難者間の間仕切り用として購入するものでございます。最 後に(4)の非接触型体温計につきましては、緊急指定避難場所で非接触型体温計が未 設置となっております市内の高等学校8校分とワークヒル、霞ヶ浦環境科学センター分 について新たに配備を進めるものでございます。以上3番の補正予算額といたしまして は、需用費消耗品費といたしまして188万8、000円の補正をお願いするものでご ざいます。説明は以上でございます。

〇山口財政課長 議案書57ページ,24目財政調整基金費でございます。総務市民委員会資料28ページをお願いいたします。財政調整基金への積立てでございます。1番の補正理由にもありますように、土浦市土地開発公社の解散に伴いまして、一般会計に歳入される公社対策基金及び残余財産を財政調整基金に積立てるものでございます。積立金額につきましては、2番の補正予算額をご覧いただきたいと思います。表の下の中ポツ。補正額は公社対策基金からの繰入金が395万3、000円。事業資金の残余が1億5、875万4、000円。合わせまして1億6、270万7、000円の積立てを行うものでございます。財政調整基金全体の額につきましては、3番をご覧いただきたいと思います。現在額は、今定例会前までに積立て及び補正予算等の財源として取り崩しを行ったのちの金額でございまして、今定例会では先ほど申し上げましたように、土地開発公社の基金等の積立てを補正予算として1億6、270万7、000円を計上しておりますが、その他の事業の不足する財源を補うため、3億9、616万9、000円の繰入れを予定しておりまして、今回の補正後の合計金額は63億9、847万8、000円となるものでございます。説明は以上でございます。

○渡辺環境衛生課長 議案書は63ページ及び繰越明許費としまして,47ページになります。4款衛生費3項清掃費の2目ごみ処理費におきまして補正をするもので,委員会資料29ページをお願いします。始めに1番,今回の補正の理由でございますが,現在においてもコロナ感染拡大の収束が見られない中,引き続き家庭での消費活動が増大し,それに伴い家庭からのごみの排出量の増加が見込まれるところでございます。このため市民の皆様のごみ排出に係る費用負担軽減を目的としまして,市内全世帯を対象にごみ袋を無料で配布するため,今回増額補正するものでございます。事業の詳しい内容と方法でございますが,恐れ入ります,続いて3番の事業内容をご覧いただきますと,

今回は市内の全世帯約6万7,500世帯に、1世帯当たり燃やせるごみ、燃やせない ごみの袋、30リットルのものを10袋ずつ配布するものでございます。配布の方法と いたしましては、世帯主様あてに引換券付きはがきを郵送し、指定ごみ袋取扱店で引換 をしていただくものです。スケジュールといたしましては、議決をいただければ、ただ ちに印刷発注を行いまして、はがきは1月下旬の発送を予定しております。ごみ袋の引 き換えの期限といたしましては,4月30日までの3カ月間を予定しておるところでご ざいます。この事業の費用といたしましては,2番の補正予算額をご覧ください。4款 衛生費3項清掃費の2目ごみ処理費におきまして補正をするものでして、コロナウイル ス感染症対策事業の費用といたしまして、需用費や役務費、委託料等におきまして、は がきの印刷や郵送料,配布の手数料,ごみ袋の製造などで合計補正額2,003万円と なってございます。事前委員会の際に篠塚委員よりお話の方がございました手数料など の役務費の歳出をできるだけ抑えるように配布する方法はないのかというお話がござい ましたが、そちらを検討した経緯について、補足、今回ご説明させていただきます。始 めに役務費の内訳といたしましては、はがきでの全世帯への通信運搬費が362万円。 販売店への手数料が364万円となってございます。こちらは単純計算ですが、役務費 で1世帯当たり107円経費が掛かるということになります。配布の方法につきまして は、各家庭へ直接配布する方法。それから公民館に市民の方へお越しいただいて配布す る方法。それから、広報紙と一緒に配布をする方法などですね、さまざまな検討を行い ました。まず、各家庭へ直接配布する方法。マスクと同様ですね、配布する方法では郵 便局のポスティング。それからゆうメールというものは商品では対応が出来ないという ことで、通常郵便で配布することとなりまして、配布の費用だけで役務費が2、500 万円と高額になってしまい、全体事業費で3、900万円となってしまいました。次に 役務費の歳出を伴わない方法としまして、一つ目に公民館に市民の方々に直接お越しい ただいて配布する方法。こちらをとりますと公民館へ人を集めることでの感染のリスク。 全世帯への配布の周知。それから配布した方々の把握が困難であること。さらに公民館 の開館時間内での引換となり、引き換えられる時間が制限されることなどがございまし た。また、二つ目に広報紙と同時に配布する方法を考えましたが、こちらは膨大な袋の 数量と重量となりまして、運搬と配布が非常に困難であり、配布を行う方々の負担が非 常に大きくなります。ご参考までに、配布するごみ袋の重量。1世帯当たり406グラ ムとなりまして、市内全世帯分ですと27トンを超える重量となります。さらに、全世 帯への確実な配布。それから配布した方々への把握が困難であることがございました。 またこれらのどの方法をとってでも、袋の製造には、最高3カ月程度要してしまうこと から、最後に配布する世帯へは、お届けするのが4月になってしまうということとなり ます。そのようなことから確実に全世帯へ周知ができて販売店にすでにある袋を利用し て、なるべく早く市民の方々のお手元に。そして市民の方々が生活用品のお買い物の際 に、それぞれのご自分のタイミングで引換していただける今回の方法で行うこととした ものでございますので、ご理解いただきたいと存じます。次に、1枚めくりまして30 ページお願いいたします。今回の事業はただいまご説明しましたとおり、年度またぎの

事業となりますことから、4月5月に予定される事業費につきまして、繰越措置を行う ものでございます。説明の方は以上でございます。

○檜山消防総務課長 議案書では68ページになりますが、委員会資料31ページをお願いいたします。令和2年度土浦市一般会計補正予算(第11回)常備消防一般管理事業についてご説明いたします。1. 補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、消費が増加している感染防止資器材。こちらは感染防止消毒液、ディスポグローブなどでございますが、それと令和2年10月1日付新規採用6名分の制服および防火衣等に係る需要費の消耗品費並びにB型肝炎、はしか、風疹、水疱瘡、おたふくかぜの抗体検査に係る役務費の手数料について、当初予算に不足を生じるため、増額補正をお願いするものでございます。2. 歳出の補正額につきましては、1目常備消防費10節需用費へ629万8、000円と11節役務費に5万8、000円の合計635万6、000円の増額補正でございます。3. 税源につきましては、一般財源でございます。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○本橋警防救急課長 議案書は68ページの2目非常備消防費となりますが、委員会資料32ページをご覧ください。議案第72号令和2年度土浦市一般会計補正予算(第11回)補正予算非常備消防一般管理事業となります。1番。補正の理由ですが、新型コロナウイルス感染蔓延に伴いまして、消防団員が行う機械器具の点検及び管轄地域の広報の実施にあたり、感染防止対策として使用するサージカルマスクを購入するため、増額補正するものです。2番。補正額は、1項消防費2目非常備消防費10節需用費の消耗品費。感染防止資器材の整備のため7万5、000円を増額補正するものです。財源は一般財源でございます。以上でございます。

○佐々木政策企画課長 議案書では48ページになります。第3表債務負担行為補正の 追加の1番上のですね、第9次土浦市総合計画策定委託料についてでございます。委員 会資料の33ページをご覧いただきまして、こちら第9次総合計画策定に伴う債務負担 行為の設定についてでございます。前回9月の全員協議会におきまして,ご説明させて いただいておりますが、昨今の社会経済情勢等のですね劇的な変化に迅速かつ的確に対 応いたしまして、市政の一層の発展を図るためにも、令和4年度からの市政運営の基本 方針となります第9次総合計画を策定いたしたいというものでございます。また、いま だに感染拡大を続ける新型コロナウイルス。この状況を踏まえまして、本市の市政運営 につきましても、このポストコロナを意識したものに、迅速に変化させていく必要があ るといったことから、今年度中に策定に着手いたしまして、スムーズにですね翌年度へ つなげることができるよう,債務負担行為を設定いたしまして,策定いたしたいという ものでございます。2の債務負担行為の設定内容をご覧いただきまして、内容につきま しては、第9次土浦市総合計画策定委託料と。期間につきましては、令和2年度から3 年度。それからまだ次年度の予算につきましては、今現在ですね市内部で精査中でござ いますことから、金額につきましては、見込みの金額でございます630万円をですね 限度額といたしまして、債務負担を設定いたしたいというものでございます。また、そ の下の3のスケジュールをご覧いただきまして、今後のスケジュールでございますが、

1行目から2行目に掛けまして、年明け1月から3月にですね、市政懇談会の開催ということを書かさせていただきましたが、今現在のこのコロナの状況を踏まえまして、今現在ですね、この開催の有無について検討をしているところでございます。ただ、令和3年度におきましては、複数回の審議会を開催いたしまして、途中でパブリックコメントなどでですね、市民の皆様からもご意見をいただきながら令和4年3月に議会に基本構想に係る議案の提出をいたしたいと考えてございます。説明につきましては、以上となります。

○五来市民活動課長 議案書48ページ。第3表債務負担行為補正の2行目でございます。土浦市神立地区コミュニティセンター指定管理者指定管理料につきましては、現在の指定期間が今年度末で満了いたしますことから、次期の指定管理期間5年間の指定管理者の指定に伴いまして、指定管理料について債務負担行為を設定するものでございます。年間1,708万7,000円で5年間の総額が8,543万5,000円となっております。説明は以上でございます。

- ○今野委員長 なにかご質問がございますか。
- ○篠塚委員 まず、地域防災関係新型コロナウイルス感染症対策事業ですね。総務のパーテーション。物資整備の内容でですね。非接触型体温計10個なんですが。体温計によっては外だとエラーで測定できない体温計もあるんですね。気温が低いと。特に冬だと気温が低くてエラーで実際に体温計測定ができないということもあるので、その辺の能力というのは確認をしてやっていくようになるのでしょうか。
- **○真家総務課長** 今,委員からご指摘いただいた点を踏まえまして,体温計の使用についてですね。その辺も確認したうえで購入の方を考えたいと思っております。
- ○**篠塚委員** それから、消防の常備消防の感染防止機材の医療用手袋。使い捨ての医療 用手袋がだいぶ不足してきて、値段も高騰しているということがあるんですが、今回の 予算でどのくらいの量を確保できるのか。これからの先のことも医療手袋は確保できる のか。ちょっとお伺いしたいのですが。
- ○本橋警防救急課長 グローブに関しては、数が多いと中々購入できませんで、数を少なく購入すれば、業者さんの方でも回していただけるということは確約を受けています。どこの消防本部や医療機関の方でもかなり多い注文があるみたいで。そういった形で、何百とか何千だと、ちょっと難しいので、少ない数で注文してくれと言われております。 ○篠塚委員 マスクの時と同じように、手袋が不足して中々入ってこないということで、計画的に購入をしていってください。よろしくお願いします。では、ごみの袋の件でお伺いをします。丁寧なご説明ありがとうございました。まず、先日、過日の読売新聞にコロナ交付金の使途疑問というタイトルでですね。全国の自治体で行われたものの例が、これが本当に交付金でいいのかという例がでていたんですが。その中に、ごみ袋配布ということで茨城県土浦市という名前が自治体で出ているんですね。他ではランドセル配布とか、スキー場ライトアップ、ポートタワーライトアップとかあるんですが、こういう指摘が新聞に出てですね、この中でコロナ関連の交付金がダメだといわれる可能性はあるのか。これは第1回目。1弾目でやったものなんでしょうけれども、今度第2弾目で

ごみ袋の無料配布をするんで、この辺はどうなんでしょうか。あのちゃんと交付金で交付されてくるようになっているんでしょうか。

○佐々木政策企画課長 今回の交付金でございますが、国の方からはですね、新型コロ ナウイルス感染症への対応として、効果的な対策であり地域の実情に合わせて必要な事 業であれば原則として使途は制限はないといったことでですね、交付金をいただいたと ころであります。なお、ごみ袋につきましては、その中でですね、外出自粛の影響か家 庭ごみの増加が予想されることから、市でですね有料化を実施しているごみ袋を無料配 布し、ごみの排出に係る家庭の費用負担を軽減するといったことでですね、こちら1次 につきましては5月1日にですね交付限度額を示され6月29日内示と。7月1日にこ ういった実施計画の方を交付申請と合わせて申請いたしました。7月8日にですね,交 付決定の方を受けてですね、9日には概算払いといったことで国から一応決定を受けて 進めておると。2次につきましても同じでございます。6月に交付限度額を示されまし て、16日に内示と18日に今度は元の変更承認ということで25日に変更決定という ことで。この内容について国の方で了解を得てから進めておるといった状況でございま す。国の方は合わせてQ&Aということで、こういったものについては交付金の対象に ならないといった話をしている中で、こちらを交付決定を受けたもので進めているとい ったことで。今後おそらく次の段階で会計検査が来年、再来年にあるかもしれませんが、 その際にこういった趣旨でこの事業を申請したんだということをしっかり説明してです ねいければ大丈夫ではないかと、そのように考えているところであります。

○篠塚委員 この新聞の記事によりますと、財務省内では使途にグレーなものがあるなら使い道が限定された交付金にシフトした方が効果的で無駄がないようなことも書いてあるので、もし、交付金が交付されないと一般財源からの支出になりますよね。この事業をやった後だとね。そうするとごみの袋については、ごみの減量化を進めている中で、一般財源からこの使用料を出していくと、どうも整合性がとれないのかなと思いますので、これは交付金をしっかりもらうように説明してもらっていただきたいというのが、まず1点目です。それから、役務費でいろいろ説明していただきました。単純にごみの袋が先ほど単価を出していただいたので、原材料でいくと両方92円ですね。10枚でですね。92円と97円ですから189円を各世帯に配るのに107円係るということですよね。効率的に。ただこれ効率的に配るにはこれしかないということなんでしょうけれども。これは第1弾やってみて評価が高かったので、再度やるということなんでしょうけれども。この辺の費用対効果も見て先ほどの説明どおりということでよろしいんですか。

○渡辺環境衛生課長 おっしゃるとおりでございまして。参考までにですが、第1回目の引換率の方はですね、約80パーセントの方が引換の方をしていただいております。またですね。すごく助かっているというお電話も多数いただきまして、市民の方々によろこんでいただいているので、今回ですね、また第3波といわれておりますコロナの収束が見られない中、またごみの量が9月10月と右肩上がりになってきておりますので、今回ご理解いただきたいと思います。

- ○**篠塚委員** ごみの減量化は進めるけれども、こういうコロナの時は特別だから配るという理解でいいんですかね。でも、ごみの減量化を進めて行くという理解は市民の皆さんにしていただくように、なんらかの通達はしていただいているんですよね。
- ○渡辺環境衛生課長 ごみの袋を配って、ごみの量を排出をしてもいいという趣旨ではなくて、家庭での生活が増えてごみの量が増えていて、その分家庭から支出をしてごみ袋を新たに買うしかない状態でおりますので、そこを経済的な援助をするということで、やっているもので、ごみの減量化とリサイクルの推進については、もちろんさらに周知徹底していただくように広報して行きます。
- ○篠塚委員 わかりました。そこは徹底していただきたいということで。やっぱり袋が タダであるとどんどん捨てるというのも困るし、まだ役務費700万に関しては納得し たわけではないですけれども。まあ、いろいろ事情があるということで話はお伺いしま した。
- ○今野委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それでは分科会としての賛否を確認いたします。この補正予算について、 賛成とする方は挙手を願います。

(吉田(博)副委員長, 久松委員, 吉田(千)委員, 海老原委員, 篠塚委員, 島岡委員) 〇**今野委員長** 次に, 反対される方は, 挙手を願います。

○今野委員長 反対する委員はおりませんでした。予算決算委員会分科会の審査はこの程度といたします。予算決算委員会として12月16日に全体会となりますので、よろしくお願いいたします。

(入れ替え)

- ○今野委員長 引き続き、総務市民委員会の審査に戻ります。次に、議案第78号土浦 市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。執 行部より説明を願います。
- ○五来市民活動課長 土浦市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についてご説明をいたします。資料の34ページでご説明させていただきます。1番の提出理由でございます。神立地区コミュニティセンターの現在の指定管理の指定期間が3月末で満了いたしますことから、次期の指定管理者の指定について議会の議決をいただくものでございます。3番の指定する団体は、神立地区コミュニティセンター管理運営協議会でございます。指定期間は令和3年4月から令和8年3月の5年間でございます。5番の指定管理料は、先ほど債務負担を設定いたしました5年間で8、543万5、000円でございます。管理運営に要します年間の経費の見込額から施設利用料等の数量等を差し引いた年間の指定管理料。こちらが1、708万7、000円。それを5年間となります。なお、事前委員会の資料で歳出見込みの額につきまして、記載誤りがございました大変申し訳ございませんが訂正をお願いいたします。6番の選定理由でございますけれども、管理運営協議会は、地域の住民で組織された団体でございまして、地域団体の特性を生かすことにより事業効果が期待できます。また、平成14年度の会館以降、

指定管理者としての実績がありまして,適切な事業運営を行っておりますことから,指定管理者として選定するものでございます。説明は以上でございます。

○今野委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

- ○今野委員長 それでは採決いたします。議案第78号土浦市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定については、原案どおり決することにご異議ございませんか。 (「異議なし」という声あり)
- ○今野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第78号土浦市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定については、原案どおり決しました。次に、議案第79号土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を願います。
- ○坂本生活安全課長 議案第79号土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定については、 総務市民委員会資料によりご説明させていただきます。委員会資料の35ページをお願 いいたします。まず、1の提出理由についてでございます。土浦市自転車駐車場の管理 運営につきましては、令和3年3月31日で、現在の指定期間が満了となるため、新た な指定管理者を指定するにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議 会の議決を必要とすることから,議案として提出させていただくものでございます。 2 の指定管理を行う施設の名称ですが、土浦駅東口第1自転車駐車場外、7施設ございま して、合計この8箇所の管理運営に対しまして、一括で指定管理者制度を導入している ところでございます。自転車駐車場の概要につきましては、36ページが一覧となって おりますので、ご参考にしていただければと思います。3の指定管理者の指定をお願い する法人の名称は、公益社団法人土浦市シルバー人材センターでございます。4の指定 期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間を予定し ております。最後に、選定理由につきまして、ご説明させていただきます。今回、指定管 理者の募集につきまして1ヶ月間募集を行いまして,公益社団法人土浦市シルバー人材 センターを含む2法人から申請がございました。その後土浦市公の施設の指定管理者候 補者選定委員会において、ヒアリングを実施するとともに、事業計画書等を審査した結 果,シルバー人材センターが,指定管理者としての業務遂行能力を有するものとして, 選定委員会で選定されましたので、今回、指定管理者の候補者として、議会の議決をお 願いするものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
- ○今野委員長 なにかご質問がございますか。
- ○吉田(博)副委員長 これ課長,指定管理料はいくらなんだ。
- ○坂本生活安全課長 こちらは、利用料金制度というものを導入しておりまして、協定によりまして、定められた額を市の方に納入するという形を取っております。今回提出されました計画書では1、100万円を納付金として、納付するという計画で指定管理をお願いしております。
- **○吉田(博) 副委員長** これは、駅東西の駐車場なんかも指定管理なんだけれども、それとやり方は同じか。そうすると指定管理料というのは。

- 〇坂本生活安全課長 同じでございます。
- ○吉田(博)副委員長 そうだよな。はい。了解。
- ○島岡委員 今までは、どちらが指定管理されていたんでしたっけ。
- ○坂本生活安全課長 平成18年度から指定管理を導入しておりまして,市内の自転車 駐車場を一括して全部。このような形を取らせていただいております。
- ○島岡委員 今までも同じシルバー人材センター。
- ○坂本生活安全課長 シルバー人材センターが過去も行っております。
- ○島岡委員 土浦駅西口地下の駐車場の衛生環境と申しますか、においとかですね。それが結構ひどいという話を市民の方からいただきました。やはり慣れて来ると中々そういうところに気が付かない部分もあると思いますので、その辺だけ改善していただいて、引き続きやっていただきたいなあと思うんですけれど。その辺はいかがでしょう。
- ○坂本生活安全課長 そのようなこととかありましたので、湿気ですかね、ひどいというようなご指摘をいただいてましたので、今年の修繕の方でダクトの方のモーターの修繕とか。駐車場内の換気を促すための天井ファンの稼働とか。こういったものの修繕を行って改善に努めました。
- ○島岡委員 それは、いつ頃おやりになったのか。
- ○坂本生活安全課長 今年の夏。6月から7月にかけて行いました。
- **○島岡委員** ぜひ, 慣れて来るとやはり, なかなかわかんないところがあると思いますので, その辺チェックをしていただいて改善していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。
- ○今野委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それでは採決いたします。議案第79号土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- ○今野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第79号土浦市自転車駐車場の指定管理者の指定については、原案どおり決しました。次に、議案第94号湖北環境衛生組合からの脱退についてを議題といたします。執行部より説明を願います。
- ○渡辺環境衛生課長 37ページをお願いいたします。始めに1番湖北環境衛生組合について。2番組合脱退理由につきましては、記載のとおり現在建設中の汚泥再生処理センターが今年度末に完成し、全市のし尿等の処理が可能となることから当該組合を脱退するものでございます。3番脱退に係る手続きの流れについてでございますが、地方自治法の定めに則りまして、各構成市の議会の議決をいただいたのち、脱退についての協議書及び協定書の方を締結しまして、県知事の許可を受け、今年度末をもって当該組合から脱退することとなります。4番の協定書の内容の予定についてでございますが、脱退にあたって構成市間で調整を重ねた結果。組合の財産は組合に帰属する。組合の文書も組合に帰属する。組合から脱退した後の費用について土浦市は一切の費用を負担しないなどについて協定書を締結することとなってございます。説明の方は以上でございま

す。

○今野委員長 なにかご質問がございますか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 それでは採決いたします。議案第94号湖北環境衛生組合からの脱退については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

- ○今野委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第94号湖北環境衛生組合からの 脱退については、原案どおり決しました。以上で、当総務市民委員会に付託されました 議案の審査は終了いたしました。その他、執行部から何かございますか。
- ○北島広報広聴課長 テレワーク移住体験ツアー。自転車のまち土浦お試しウィークのちらしが出来上がりましたので、お手元の方に配付をさせていただきました。来年1月27日と2月3日からの2回。3泊4日で星野リゾートBEB5に滞在してもらいまして、土浦でのテレワークとサイクルライフを体験していただこうというものでございます。来年1月11日までを期間といたしまして、各回5組を募集いたしますので、委員の皆様におかれましても、県外居住者で移住に関心のある方など、お知り合いの方がいらっしゃいましたらぜひPRの方をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。以上でございます。
- ○今野委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

- ○今野委員長 委員の皆様から何かございますか。
- ○篠塚委員 コロナ感染症が拡大してですね、マスクを皆さんしているんですが。家庭内感染も増え感染者が自宅待機ということもあると思うんですが、その時のマスクの処分方法ですね。その辺を一般家庭ごみに入れているのか、医療だと医療廃棄物。別になるのですが、家庭だと中々ないと思うので、それの指導方法とか、処分方法はわかったら教えてください。
- ○渡辺環境衛生課長 ご質問なんですが、環境省の方から4月にですね、家庭でのマスクの捨て方というものが表示されておりまして、それと同時にですね、家庭でのごみの捨て方ということで、コロナウイルス感染症対策ということで示されております。それを受けてですね、土浦市の方では、まず、4月27日付でホームページの方へ掲載の方をいたしまして、そこから環境省のホームページにもワンクリックで飛べるような形で作っております。またですね。その次の週ですか5月1日号ですか、5月上旬号で広報つちうらの方でも同じように、マスクの捨て方ということで広報の方はしております。
- ○**篠塚委員** ごみをポイ捨てする人がマスクを捨てたりするのを結構見かけたりするので、なかなかその回収とかは難しいかとは思うんですが、なかなか大変だと思うんですけれど、徹底していただいて、ごみの収集業務に当たる方が感染しないようにとか。その辺を徹底していただければと思います。よろしくお願いします。
- ○渡辺環境衛生課長 おっしゃるとおりでございまして,ごみの収集業者の方へも環境省の方から同じように通知の方が来ておりますので,随時情報を流すような形で対応の

方はしております。

○今野委員長 その他なにかございませんか。

(「なし」という声あり)

○今野委員長 以上で、当総務市民委員会に付託された全ての案件の審査は終了しました。執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。委員の皆さまは、今しばらく協議をお願いします。

### ~ 執行部退席 ~

- ○今野委員長 それでは、30日の全員協議会において、議会運営委員長から依頼のあったとおり、今年度の行政視察の取扱いについて協議を願います。内容につきましては、今年度の行政視察を行うか、行わないか。行わない場合、このまま予算を未執行にしてしまうと全額不用額として残ってしまうので、来年度の監査で理由を求められる。また、今回協議する理由としては、3月で補正をするとなった場合は、補正予算案の締め切りが例年1月下旬に行うことになっているので、このタイミングで結論を出さなくてはいけないということです。視察に関して行うか、行わないかということからご協議をお願いしてよろしいでしょうか。皆様のご意見いかがでしょうか。
- ○久松委員 行わない。

(「なし」という声あり)

- ○今野委員長 それでは、行わないという方向でよろしいでしょうか。
  - (「異議なし」という声あり)
- **〇今野委員長** では、総務市民委員会は、行政視察を行わないということで決定させていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、事務局から何かありますか。
- ○事務局 総務市民委員会予算決算委員長報告書読合せを12月16日水曜日,午前9時30分,第3委員会室。総務市民委員会委員長報告書読合せを12月18日金曜日,午前9時30分,第3委員会室で行いますので,よろしくお願いします。
- ○**今野委員長** 以上で総務市民委員会を閉会いたします。長時間、大変お疲れさまでございました。